



富士見市男女共同参画社会
確立協議会委員

横田康男さん

男女共同参画の意味もよく分からず、協議会に参加させていただいて早くも5年が経ちました。前プランの見直しと今回のプラン策定に携わり、会議のたびに、男女共同参画の重要性について認識を深めてまいりました。

その中でも、特にDV（ドメスティック・バイオレンス）に衝撃を受け、夫婦間で行われる暴力に悲しみを覚えました。今回のプランは、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」としても策定されています。このプランが、より充実した被害者支援に結びついて欲しいと願っています。

日本が育んできた伝統や文化を大切にしつつも、老若男女を問わず、相手を1人の人格として尊重する風土が1日も早く定着することを望んでいます。

新プラン策定のポイント
男女共同参画推進条例の基本理念を基に、7つの主要課題を設けました。
重点施策と数値目標を設定しました。
「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」としての位置づけをあわせもつプランとしました。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取り組みをまとめました。
行政だけでなく、市民との協働による男女共同参画の推進

パブリックコメントの結果
今年5月1日から31日まで、富士見市男女共同参画プラン（第3次）素案に対して、パブリックコメント（市民のみならずから広く意見を伺い、施策に反映していくもの）を行いました。その結果、4件のご意見をいただき、プランに反映しました。

「富士見市男女共同参画プラン（第3次）」は、市ホームページ、各図書館・公民館・交流センターなどでご覧いただけます。

また、この10年間で「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）」が制定されたり、「男女雇用機会均等法」が改正されるなど、これまで個人の課題とされてきたDVやパワハラ（職場での不当な嫌がらせ）などに対して法整備が進みました。

第2次プランの10年間（平成12年～22年）
プラン策定の翌年（平成13年）、ふじみ女性議会が開催され、24人の女性が参加しました。その後、市議会議員となり活躍している方もいます。
また、市内の学校教育の現場では男女混合名簿が100%導入され、男女平等教育推進の1つの形となっています。
そして、平成20年には「富士見市男女共同参画推進条例」が施行され、推進の基本ができました。このことにより、これまで市の取り組みが中心でしたが、市民も事業者も協働して取り組むことが盛り込まれ、市民公募を含む「富士見市男女共同参画社会確立協議会」が設置されました。

～ 女性相談のご案内 ～

《市民相談室 ☎272》

市では、心理カウンセラーによる女性相談を実施しています（要予約）。相談は無料です。秘密は守られますので、気軽にご利用ください。
とき／毎月第1・3火曜午後1時30分～4時30分（1人50分程度）
場所／市役所2階第3相談室

《県によるDV電話相談》

配偶者暴力相談支援センター ☎048-863-6060
受付：月～土曜午前9時30分～午後8時30分（年末年始を除く）
日曜・祝日午前9時30分～午後5時

《全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間》

夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性のさまざまな人権問題について、専用電話による相談を受け付けます。
とき／11月15日（月）～21日（日）午前8時30分～午後7時
※20日（土）・21日（日）は午前10時～午後5時
相談電話／☎0570-070-810 ※秘密は守られます。
相談担当者／法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員などの女性の人権擁護委員が対応します。
問合せ／さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048-863-9589

男女共同参画コーナー

市役所2階協働推進課前に男女共同参画に関する情報コーナー（写真）を設置しました。富士見市男女共同参画プランをご覧いただけるほか、富士見市男女共同参画推進条例や、広報『ふじみ』に連載の男女共同参画ひろば“いっぽいっぽ”のスクラップなどがあります。
ぜひ、ご活用ください。



男女共同参画社会の実現を目指して

「富士見市男女共同参画プラン(第3次)」を策定しました

～女（ひと）と男（ひと）、ともに築く明日のふじみ～

市民意識調査によると、まだまだ認知度の低い「男女共同参画」という言葉ですが、その英語訳は「ジェンダー・イクオリティ」であり、その意味は「男女平等」です。

男女平等とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができることです。そのような社会を男女共同参画社会といい、その実現を目指し、市民参加による富士見市男女共同参画社会確立協議会からの提言を受けて「富士見市男女共同参画プラン（第3次）」を策定しました。

問合せ／協働推進課 ☎049-251-2711 ㊟256

富士見市男女共同参画推進プランは3つの基本目標と7つの主要課題からできています。計画期間は平成22年から32年です。

基本目標1
男女共同参画社会を進める意識づくり

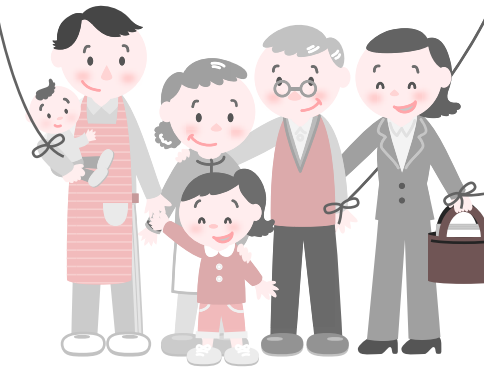
- ①男女の人権が尊重される意識づくり

基本目標2
あらゆる分野への男女共同参画の実現

- ②政策・方針などの立案・決定への男女共同参画の実現
- ③国際社会の一員としての国際協調

基本目標3
男女の自立を可能にする環境づくり

- ④仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり
- ⑤男女がお互いの生と性を理解、尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができる権利の保障
- ⑥女性に対する暴力のないまちづくり
- ⑦市民との協働による男女共同参画の推進



重点施策

- 第3次では、新たに基本目標ごとに重点施策を定めて課題解消に向け、積極的に取り組んでいきます。
- 男女共同参画への関心を高めるための講演会やセミナー、研修機会などの提供。
- 男女共同参画に関する図書や資料などの整備。
- 審議会など市政に係わる機関の女性委員の割合40%を目指します。
- 男性の家事・育児・介護などに関する学習機会の提供。
- 女性の職業能力開発と女性起業支援に関する情報提供。
- ドメスティック・バイオレンスの被害者に対して、関係機関との連携を図り、円滑な支援に努める。
- 保育所入所待機児童および放課後児童クラブ待機児童の解消を図る。
- 福祉などに関する相談体制の充実。